

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十一号

主要農作物種子法の実施に関する規則を廃止する規則

主要農作物種子法の実施に関する規則（昭和二十七年九月奈良県規則第五十八号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。